

広島県告示第613号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成24年7月12日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区日本橋本町1-6-1 東邦亜鉛株式会社 代表取締役社長 手島 達也
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町東野5562-1 東邦亜鉛株式会社契島製錬所

2 申請の内容

27 ㄨ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基及び62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設1基を廃止する。
また、62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設1基を新設し、1基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 27 ㄨ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基 廃止

(その2) 62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設1基 廃止

(その3) 新設

種 類	62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設1基 (銀電解槽 No. 2)
能 力 (1 日 当 たり)	電気銀238kg

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		工事着手後20日		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出される汚水態等	水素イオン濃度(単位:水素指数)	(単位: mg/L)	11~13	11~13
		化学的酸素要求量		20	30
		浮遊物質		200	200
		鉛及びその化合物		5	7
		カドミウム及びその化合物		0.1以下	0.1以下
		砒素及びその化合物		0.1以下	0.1以下
		亜鉛含有量		0.1	0.2
		銅含有量		10	20
		窒素含有量		900	1200
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		900	1200		
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.1	0.1		
汚水等の排出先		循環水処理施設			

(その4) 変更

		変更前	変更後
種	類	62 口 非鉄金属製造業の用に供する電解施設 1 基 (銀電解槽 No. 1)	
能	力 (1 日 当 たり)	電気銀 870kg	電気銀 952kg
工	工事着手予定年月日	許可後直ちに	

期等	工事完成予定年月日	既設	工事着手後20日
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年7月12日から平成24年8月2日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課